

助成事業「ケニアに子どもたちの送迎バスを届けよう」 募集要項

■ 募集期間

令和3年7月19日（月）～令和3年7月30日（金）まで

■ 提出書類

申請書は以下のホームページよりダウンロードしてください。

提出書類については、別紙「申請に必要な書類」をご確認ください。

ホームページ friendsofsiloam.net

■ 提出方法

以下のとおり書類提出先にメールにてお送りください。

（1）受付期間

令和3年7月19日（月）9時～令和3年7月30日（金）17時まで

（2）書類提出先

特別非営利活動法人シロアムの友の会

札幌市手稲区前田4条14丁目3-10

電話番号：011-685-2799

メールアドレス：friendsofsiloam@gmail.com

■ 問い合わせ先

上記「書類提出先」に同じ

1 目的

本助成事業は、ケニアに在住する障害児及びその家族に対して障害児療育を提供する活動を実施する団体を対象に、療育支援に要する送迎バス購入に要する経費の一部を助成することにより、ケニアにおける療育活動の実践の推進を図ることを目的とします。

2 助成内容

この助成金は、ケニアに在住する障害児及びその家族に対して障害児療育を提供する活動を実施する団体を対象に、療育支援に要する送迎バス購入に要する経費の一部を助成するものです。実施計画期間内に（最長1年）において助成事業対象として決定を受けた事業内容を実施するものが対象となります。

（1）助成内容の概要

概要	ケニアに在住する障害児及びその家族に対して障害児療育を提供する活動を実施する団体を対象に、療育支援に要する送迎バス購入に要する経費の一部を助成
助成対象テーマ	障害児療育支援
助成限度額 及び助成率	助成率：10割 助成限度額：400万円
採択件数	1件（予定）
助成対象経費	障害児の療育支援に資する送迎用車両購入経費 1 車両購入費用 2 車検費用 3 通関諸費用 4 海上運賃/保険費用 5 手続書類作成費用 6 その他必要経費
支援期間	令和3年8月1日～令和4年7月31日
備考	上記「支援期間」内に申請書に記載の目的物の購入完了が助成条件

3 申請要件

申請にあたっては、次の（1）～（6）の全ての要件を満たす必要があります。また、助成事業を終了するまで、引き続き要件を満たす必要があります。

（1）次のいずれかに該当するもの

- 1) 法人格を有するもの
- 2) NGO 団体

(2) 基準日（令和3年8月1日）時点で次のいずれかに該当すること

- 1) 引き続き5年以上事業を営んでいる団体
- 2) ケニア国内に運営する障害児療育支援施設があること

(3) 次の全てに該当する助成事業対象物品を活用する実施場所を有していること

- 1) 自ら運営する障害児療育施設であること
- 2) 原則としてケニア国内であること
- 3) 申請書記載の購入予定車両が確認できること

※ 購入した車両について、実施場所に設置・保管されていることが5年間確認できること

注意：助成金の交付を受けて導入した財産を財産処分の制限期間（5年間）を経過するまでは、原則として処分することは認められません（処分制限期限内に車両を処分した場合は助成機の一部返還となります）。

(4) 次の全てに該当すること

- 1) 本助成事業の同年度の申請は、一団体につき一申請であること
- 2) ケニア国内で賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- 3) 過去に公社、国、都道府県、区市町村等からの助成事業で不正等がないこと
- 4) 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- 5) 助成事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- 6) 暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないとは判断されるものではないこと

4 審査方法

申請書類に基づき、書類審査を行います。最終的には選定委員会による審査において補助対象者を決定します。必要に応じ、資料の追加等をお願いする場合があります。

なお、選定は非公開で行われ、審査の経過や結果等、審査に関する問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

5 事業を実施するための注意事項

(1) 事業の内容又は経費の配分変更等

交付決定を受けた後、正当な理由により助成事業の経費の配分もしくは内容を変更しようとする場合又は助成事業を中止もしくは廃止する場合には、事前に承認を得なければなりません。

(2) 実績報告

助成事業者は、助成金の交付の決定に係る助成事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければなりません。

(3) 助成金額の確定

ア 交付決定の際に通知する「助成金交付決定額」は、助成金交付額の上限を示すものであり、交付する助成金額及び助成対象経費の額を決定するものではありません。

イ 交付される助成金額、支払経費の妥当性については、績報告後の「完了検査」にて査定し、確定するため、助成確定額は、「助成金交付予定額」から減額されることがあります。

ウ 助成金額の確定においては、交付決定を受けた事業の「達成目標」が達成されていることが条件になります。

(4) 経理関係書類の確認

ア 完了検査等では、助成対象経費の支払確認書類及びその履行の確認資料等の提出による確認を行います。

イ 確認には、次の書類が対象です。見積書、契約書(又は注文書及び注文請書)、仕様書、納品書、請求書、領収書、成果品の写真、購入品のカタログ、報告書、CD-ROM等。

(5) 経費の支払方法について

助成事業に係る経費の支払いは、振込払が原則です。

※ 海外取引の場合、外貨支払の円換算については、当該外貨使用の際の両替レートを適用する等、確認が可能でかつ客観的な方法により計算する必要があります。

(6) 事業計画の変更について

申請書に記載された内容の変更は原則できませんが、正当な理由がある場合は、事前に都の承認を得ることにより変更できる場合があります。

以上